

事案書（ ☒ 経営会議 ☐ 調整会議)

開催日：令和2年11月24日（火）

担当課：保険年金課

件 名：大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部改正について	
提出理由：厚生労働省の通知をふまえ、大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 国民健康保険法（昭和33年）第44条第1項において、「市町村は、収入の著しい減少など特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、その免除、減額、徴収猶予をすることができる」と規定されている。 - 法が制定された当初は実際に制度化した自治体はごく少数であったが、平成10年代後半から制度化を行う自治体が徐々に増え始めていった。 - こうした流れの中、本市でも、県内他市の状況を勘案しつつ、平成19年4月に「大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」を制定し、免除、減額、徴収猶予の基準について定めた。免除については当該世帯の実収入月額が「生活保護法に規定する基準生活費」（以下「基準生活費」という。）の115パーセント以下、減額については基準生活費の130パーセント以下の場合に行うことができたとした。 - その後、厚労省も平成22年の通知（技術的助言）で、免除について、当該世帯の実収入月額を基準生活費と同額とする基準（以下「国の基準」という。）が初めて示され、その後平成28年3月の変更通知により、基準生活費の110パーセント以下とされていた。 - 平成30年になり、基準生活費の3か年の段階的引き下げが開始すると、国の基準は、その影響回避のため、令和2年10月から基準生活費の115.5パーセント以下に緩和された。（平成31年2月通知）	2. 要綱改正の考え方 - 平成31年2月に通知された国の基準の緩和は、令和2年10月から基準生活費の115.5パーセント以下とするものだが、これにより初めて、本市の基準が国の基準を下回ることになった。 - 国の基準は強制力のない技術的助言ではあるものの、同基準の範囲内で市町村が実際に免除した場合、その免除額の2分の1が国庫補助金として交付される。 - これらのことや、県内各市の動向、近年の国民健康保険財政の状況等を考慮したうえで、実際の免除額がすべて国庫補助の対象となる範囲で、可能な限り多くの人を対象とするため、本市の免除基準を、国の基準と同じ「基準生活費の115.5パーセント以下」と改正する。 ※減額、徴収猶予の基準については、国の基準では特段示されていないことから、据え置く。 3. 改正内容 ○免除の基準 - 改正前：基準生活費の115%以下 ↓ - 改正後：基準生活費の115.5%以下 4. 県内他市の状況 - 国基準に合わせた免除基準に改正 ⇒横浜市、横須賀市、綾瀬市 - 市独自で設定した免除基準に改正 ⇒川崎市、小田原市 - 未定 13市
経 過 H19. 4 大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱施行 H22. 9 国通知（国の免除の基準を初めて示す。） H28. 3 国通知（免除の基準引き下げ）	今後の予定 R2.11 要綱施行